

An Inconvertible Banknote and a Mode of the Expression of Value (1)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-10-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 泉, 正樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24261

不換銀行券と商品価値の表現様式 (1)

—現代の不換銀行券の原理的把握に向けて—

泉 正 樹

はじめに

1 資本主義の「変容」と通貨制度の「変化」

1.1 最新の『経済原論』によせて

1.2 資本主義の「変容」と通貨制度の「変化」

1.3 現代の不換銀行券へ

2 信用貨幣としての不換銀行券をめぐって

2.1 「不換銀行券論争」の問題関心

2.2 貨幣論と信用論との関係

2.2.1 不換銀行券が負う債務とは何か？

2.2.2 先取りされた〔将来の貨幣〕

2.2.3 貨幣論と信用論との関係

2.3 信用貨幣としての不換銀行券をめぐって

2.3.1 はじめに債権・債務関係ありき？

2.3.2 計算貨幣の第一義性？

【以上、本号】

2.3.3 債権としての商品価値の自立

3 不換銀行券と商品価値の表現様式

おわりに

はじめに

マルクス経済学に革新をもたらした宇野弘蔵が亡くなってから、三十年有余の歳月が流れた。2007年には、没後30年を記念した研究集会が催され、「宇野理論を現代にどう活かすか」という課題に対して、諸論者からの回答が提示された¹⁾。そこでは、資本主義の歴史の中に現代資本主義をどのように位置付けるかという問題が厳しく問い直され、宇野理論の批判的継承が推し進められている。問題の根源は、経済学が対象とする【現実】をどのように捉えるかという点にあるものと思われる。とりわけ、1970年代以降に顕著となる資本主義の現実が、「見慣れた光景に映る」(山口[2010] 156頁)のか、それとも「見慣れぬものに映る」(小幡[2008] 84頁)のか。ここに一つの分岐点が見出せそうであり、ここから、現実を認識する従来の枠組みへの評価も異なったものとなる。微調整によって対応可能なのか、それとも枠組み自体のあり方から問い直す必要があるのか。

【現実】の態様を説明する経済学のあり方が問われている中で、本稿は、現代の不換銀行券を説明する論理について考察する。これまで、不換銀行券はどのような論理によって説明されてきており、そこにはどのような課題が残されているだろうか。本稿はこの点の明確化にまず努める。そのことは、資本主義の歴史の中で永らく貨幣そのものとみなすことができた、金に代表される貴金属貨幣の意味を改めて問うことに繋がる。そしてそれは、貴金属貨幣に基づく貨幣現象をよく説明しえた、貨幣論の意味を改めて問うことでもある。突き詰めれば、〈貨幣とは何か?〉という基礎的な問題を考えることになる。

こうした基礎的な考察は、今まさに懸案となっている、現代資本主義の歴史的な位置付けという問題とは無縁であるように見えるかもしれない。しかし、おそらくそうではない。資本主義にはいくつかの転換点があるといわれるが、それと同調するように、貨幣のあり方にも変化が見られるのである。もし、そうした変わりゆく貨幣現象を統一的に把握しうる基礎となる論理があるとすれば、それはどのようなものだろうか。この点の考察を深めておくことは、現代資本主義の歴史的な位置付けという問題に対して、一定の展望を開くものと思われるのである。

1 資本主義の「変容」と通貨制度の「変化」

1.1 最新の『経済原論』によせて

経済現象は再現性をもたず、基本的に一回限りの事象として過去へと堆積する。もちろん一回限りといっても、今日の出来事と昨日の出来事との間に何ら脈絡もないまま、まったく異質な事象が今日生滅するというわけでもない。過去を踏まえて先を見越し、そして周囲の人々の思惑を読んで各人の〈今日〉の経済活動が行われる以上、一回限りの今日とはいえ、その〈一回〉は、過去との連続性に強く規定されたものとなる。その意味からすれば経済学には、連続的な変化を分析課題とする一面があるといつてよい。

1) 櫻井・山口・柴垣・伊藤編[2010]。

他方で経済学には、資本主義が歴史的に示す不連続な変化を分析課題とする側面もある。最新の『経済原論』²⁾によれば、資本主義なる経済体制が、歴史的にその姿を大きく変えて今に至っていることが強調されている³⁾。もちろん、資本主義の姿が変わるといっても、私企業が利潤を追求しなくなるというような、別の経済体制に変わるというのではない。その意味において、資本主義を他の経済体制から分かつ、変わらぬ(固有の)動因はあるものと思われる。しかし、おそらくは資本主義に備わると推定されるいくつかの受容器に種々の外的条件が結合し、それが引き金となって資本主義の姿は変わる。

たとえば、資本主義の歴史を通して、私企業は変わることなく利潤を追求するのであろう。その際、ある一定の条件が持続する間、法則的な変化を想定できることがある(たとえば、「金本位制」下の為替相場と金現送)。しかし、資本主義の歴史展開の中では、「法則に則った変化ではなく、法則を支える基礎条件が変わる」(小幡[2009b] 34-5頁)こともある(たとえば、「金本位制」から「管理通貨制」への転換)。つまり、「法則に従って現象は『変化』するが、その法則を支えている状態は『変容』する」(小幡[2009b] 35頁)のだとすれば、経済学は、一定の法則に則った「変化」を考察対象とするだけではなく、さらに掘り進んで、なぜ資本主義はある状態から別の状態へと「変容」するのか? という問題をも射程に入れて考究されるべき学問となる。「変容論的アプローチ」(たとえば小幡[2009a] iv)が提示される所以なのであろう。

このように考える場合、原理論の側で行なっておくべき作業は、種々の外的条件との結合が推定される受容器を特定しておくことになる⁴⁾。たとえば、事物が商品のかたちを取る社会関係の下では、市場を自生的に生ぜしめる内的営力を推論できる。しかし、一方の極に位置する商品と、他方の極に位置する貨幣という非対称な市場の基本構造は、この営力のみでは構成しきれないとも考えられる⁵⁾。商品経済的論理の行き詰る地点が、いわゆる「開口部」と推定されることになる。市場と「開口部」という問題に焦点を絞ってごく形式的にまとめてみるならば、どのような外的条件が「開口部」に引き込まれるかによって、一定の市場の型が成形され、その型を規定してい

2) 小幡[2009a]。

3) 小幡[2009b] 1-7頁を参照。

4) 近年の原理論研究において、「開口部」という術語で定着しつつある論点である。

「こうした観点から原理論をながめなおしてみると、いまのところ、資本主義経済において多様化の刺激を受けやすい過敏な開口部はそういくつもあるわけではないことが分かる。たしかに、貨幣信用制度と労働をめぐる問題のほかにも、土地に代表されるような自然とその市場を通じた利用形態など、こうしたものがいくつかあるように思われるのであり、その発掘作業こそ原理論の今後の課題となろう」(小幡[1999] 47頁)。こうした問題提起への回答は、小幡[2009a]で体系的に提示されている。

なお、山口重克の「ブラック・ボックス論」(山口[1992])の検討が行なわれた小幡[1999]において、「第三のブラック・ボックス」として提示された論点がある。それは、「いわば原理論の展開のなかで、ある段階では伏せておくべき条件というものがあるという含意がこめられている」(小幡[1999] 47頁)とされ、「暫定的ブラック・ボックス」と呼称された。そこでいわんとされたことが筆者には不明であったが、小幡[2009a]の中で論ぜられた市場の変形論[「商品在庫の存在と販売の偶然性」(66頁)の明示化:「第I篇 流通論 第2章 貨幣 2.4 商品売買の変形」]、また、信用売買論[「産業資本における「固定資本の存在」(220頁)の明示化:「第Ⅲ篇 機構論 第2章 市場機構 2.2 商業信用」]に接することにより、「暫定的ブラック・ボックス」の解錠の仕方は筆者なりに合点した。

5) 小幡[2009a] 40-1頁を参照。また、この点については、泉[2009b]でも検討を試みた。

た外的条件が別の条件へと「変化」することによって、別の市場の型への転換が引き起こされることになる。そしてそのことが、全体としての資本主義の「変容」を惹起する⁶⁾。

最新の『経済原論』に対する筆者なりの以上の理解に基づいて、以下、本節では、兌換制から現代の不換制へと至る通貨制度の変遷を、資本主義の歴史展開と併走させるかたちで、まずざっと辿ってみたい。

1.2 資本主義の「変容」と通貨制度の「変化」

〈部分の変化と全体の変容〉⁷⁾、こうした観点から資本主義の歴史を眺めてみると、たとえばどのような事象が挙げられるだろうか。もとより、ある歴史段階における資本主義の状態がどのようなものであり、それに続く歴史段階の資本主義の状態が、前段階と比べてどのように「変容」したのか、そして、各段階の資本主義を特徴付ける諸条件がどのように「変化」したのかという問題を具体的に実証していくことは、正直、筆者の手に余る。とはいえ、現代の不換銀行券を出現せしめた通貨制度の「変化」を、資本主義の「変容」に絡めて概観してみることは、あながち無意味なこととも思われない。先行研究に拠りつつ、まずこの点を整理しておきたい。

1820～60年代のいわゆる資本主義の自由主義段階、そしてそれに続く第一次世界大戦前までの間、「循環性恐慌」(侘美 [1998] 112頁)が発生したことが知られている。もちろん、1873年恐慌を境とした「大不況期」(1873～96年)以後、恐慌の震源地は、イギリスからアメリカもしくはドイツへ移る。しかしこの時期の百年弱を通して、物価指数はおよそ好況期には上昇し、恐慌期に急落、不況期に緩やかに下落ないし上昇するだけでなく、その変化率が一定の範囲に収まることが確認されている。

侘美光彦に倣って、資本主義の状態を示す一指標として物価指数の推移に着目することとし⁸⁾、この時期の資本主義を先導したイギリスについて見てみる。基準年の移動によって連続性は途切れるものの、大枠としては、そうした傾向が読み取られてよいと思われる(図1)⁹⁾。

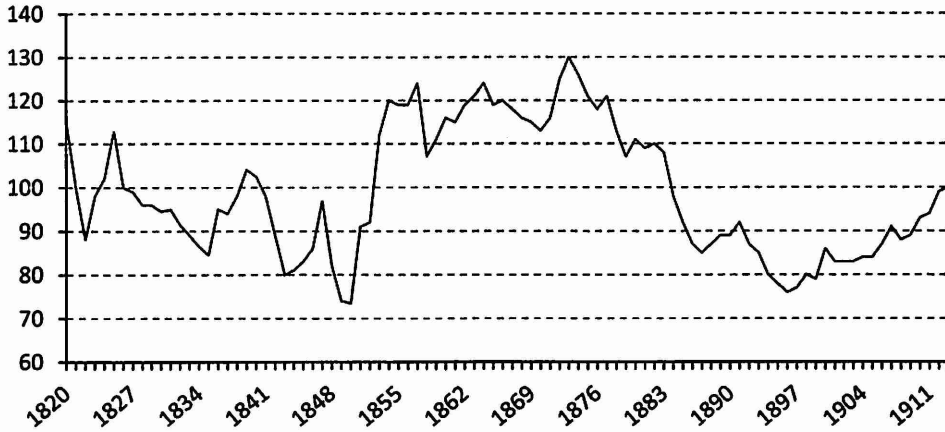
6) 「この場合、『変わる』というのは、規模が拡大するとか、領域が広がるといった、単純な変化だけではない。全体の状態が変わるのである。部分の変化と区別して、これをとくに変容とよぶ」(小幡 [2009a] 2頁)。

7) 小幡道昭によって提唱されている「変容論的アプローチ」では、「開口部」に引き込まれる外的条件は、「セットとしての外的諸条件」(小幡 [2008] 96頁)と考えられている。そしてそれらは、「外界から区別された系 system の内部で相互に関連づけられている。開口部に装着される外的諸条件のセットは、系の一つの状態 state を規定するが、これらの外的諸条件のセットもまた系の状態に依存する」(小幡 [2008] 97頁)ものとされる。

8) 「市場機構のあり方や景気循環のあり方は、必ずといってよいほどそのときの物価変動の特徴に反映するからである」(侘美 [1994] 9頁)。

9) 併せて侘美 [1994b] 9-12頁も参照されたい。なお、侘美 [1994b] で提示されている1820～1992年の「世界の卸売り物価指数」の推移は、侘美 [1998] 110-1頁からも参照できる。ちなみに、図1の期間における恐慌発生年と発生地を、侘美 [1994b] によって列記しておけば次のようになる。すなわち、1825年(英)、37年(英)、47年(英)、57年(英)、66年(英)、73年(米・独)、82年(米)、90年(独)、93年(米)、1900年(独)、03年(米)、07年(米)。

図1 イギリスの卸売物価指数
1820～1913年



※1820～50年については[1821～25年平均=100]。

※1851～1913年については[1913年=100]。

Mitchell [2007] pp. 954-7. から作成。

資本主義がこのような状態にあるとき、通貨制度は、はじめイギリスで確立し¹⁰⁾、ドイツ、複本位制を志向していたラテン通貨同盟諸国（フランス、イタリア、スイス、ベルギー）、アメリカ、そして日本といった国々によって事実上、もしくは法的に採用された金本位制の方向に向かっていた¹¹⁾。こうした動きは、1870年代以降、国際金本位制（ないしポンド体制）として確立される¹²⁾。

これに続く两大戦間期には、物価指数の激しい騰落が確認できるだけでなく、「1920年代中には、好況期にもかかわらず物価がほとんどまったく上昇しない、という戦前には見られない新しい動向も現れつつあった」（佐美 [1994b] 10頁）のだといわれる。佐美によれば、そこには、「循環性恐慌」を介して物価調整が行われるという、それまでの市場機構の変調が示されているのだという。つまり、「資本主義の運動ないし市場機構の変化から見ると、世界資本主義の発展史における最大の転換期ないし『不連続』期は、第二次大戦期ないしその前後の時期であったことが明らかであろう」（佐美 [1994b] 12頁）と判定される時期にあたる。

10) 「この国は、ニュートンが金銀比価を決定した1717年以来、事実上の金本位制に移行したとみることもできるが、法的に複本位制が停止され、金が本位貨とされたのは、1816年の貨幣法であった」（石見 [1995] 25頁）

11) 広義には、「金本位制とは価値尺度である商品——貨幣商品——が金である場合を指す」（三宅 [1981] 187頁）が、歴史的には、国内的に通貨との兌換が保証された「金貨本位制 Gold Coin Standard」、国内的には兌換が停止されているが対外的に金の自由輸出入を認める「金地金本位制 Gold Bullion Standard」、通貨当局が準備として金そのものではなく金との交換性を持つ通貨を保有する「金為替本位制 Gold Exchange Standard」の三つの形態を有するものとされる（石見 [1995] 24-5頁を参照）。

12) 石見 [1995] 25-9頁、山本 [1997] 第1章を参照。

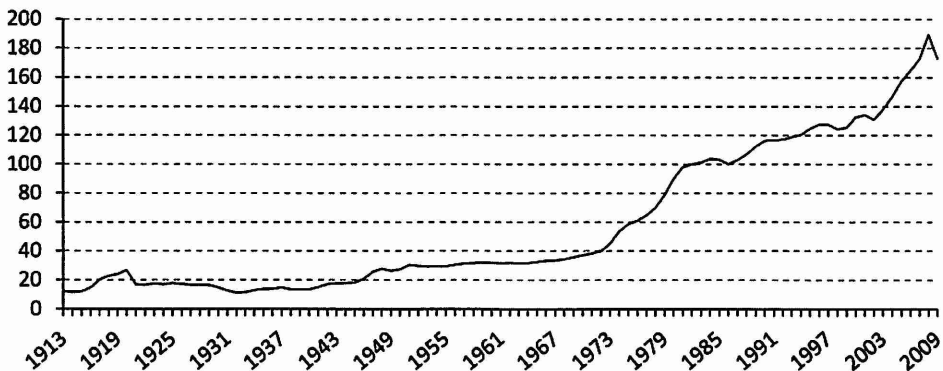
図2は、イギリスの後を引き継いで資本主義を先導した、アメリカの物価指数の推移（1913～2009年）を示している。1970年代以降に顕著となるほぼ一方的な上昇傾向に目を奪われてしまうため、戦間期そして第二次世界大戦直後の変化が相対的に目立たなくなっている。しかしながら、倍率を上げてこの時期を見てみると、確かに、物価指数の激しい変動が確認できる¹³⁾。

そこで、この時期を資本主義の変容期とひとまず考えてみると、この間の通貨制度は、めまぐるしく変化したという点において、変容期に即応するものであるように思えてくる。ごく形式的にはあるが、その変遷を辿ってみる。

第一次大戦後の1919年に、アメリカは他に先駆けて金本位制に復帰する¹⁴⁾。その一方でイギリスは、同じ年に金貨・金地金の輸出禁止命令を出して事実上、また、翌20年の「金銀（輸出統制）法 The Gold and Silver (Export Control) Act, 1920」（5年間の時限立法）によって、法律上もひとまず金本位制から距離を置き、各国通貨は金本位制の再建を見据えつつ変動為替相場制を経験することとなる¹⁵⁾。

1925年に、イギリスが「金本位法 The Gold Standard Act, 1925」によって金地金本位制とし

図2 アメリカの生産者物価指数
(全商品 All Commodities, 季節未調整)
1913～2009年[1982年=100]



※横軸の年表期は、各年の平均を示す。

アメリカ労働統計局ホームページ: Databases & Tables
(<http://www.bls.gov/ppi/data>) から作成。

13) 佐美 [1994] 11頁の図を参照。

14) 「戦時中、ほとんどの交戦国では、戦時経済を維持するために膨大な公債発行が必要であったから、それらの国では、多かれ少なかれ金本位制が停止され、紙幣増発ないし信用膨張による戦時インフレが展開された」(桜井・山口・佐美・伊藤編 [1980] 224頁)。

15) とはいえ、「変動相場制といっても、それ全体が完全な無秩序状態にあったのではない。そこでは、各国通貨が自国と関係の深いどこかの基軸国通貨にリンクするという、不完全な形ではあるが、いわば複数の通貨圏が形作られつつあった」(桜井・山口・佐美・伊藤編 [1980] 236頁) という点は留意する必要がある。同書234-7頁も参照。

て金本位制に復帰すると¹⁶⁾、ポンド・ドル相場の固定に伴って、世界的な固定為替相場体系が復元される¹⁷⁾。再建金本位制ないしポンド・ドル体制と呼ばれる時期の始まりである。これ以後、1930年頃まで、戦前のポンド体制とはその内実を異にするものの¹⁸⁾、各国通貨の為替相場は固定的に推移する¹⁹⁾。

しかしながら、「27年におけるポンド危機の発生、28～29年におけるアメリカ株式ブームの昂揚と崩壊・ポンド危機の再来、そして31年におけるヨーロッパ金融恐慌の襲撃という過程²⁰⁾」を経て、ついに1931年、イギリス金本位制の離脱²¹⁾（桜井・山口・侘美・伊藤編 [1980] 272頁）が生じる。このことによって、「ポンドと密接にリンクしていた英帝国諸国や北欧諸国の通貨が金から離脱し、さらに、その他の諸国も漸次金本位制から離脱²²⁾」（桜井・山口・侘美・伊藤編 [1980] 272頁）して、各国通貨の為替相場は切り下げられることとなる。さらにこのことは、変動為替相場制への転換を生ぜしめる契機となって²³⁾、ポンド・ドル体制の崩壊を招く。以後、世界経済のブロック化²⁴⁾が進展し、各国通貨を結びつける統一的な通貨制度の復元は、第二次世界大戦（1939～45年）後に持ち越されることとなる。

16) 25年「金本位法」では、イングランド銀行に同銀行券の金貨兌換義務はないものとされた。同行は、おおよそ純金400オンスを含有する延棒のかたちでのみ、固定価格（標準金1オンスにつき3ポンド17シリング10・1/2ペンス）での金地金の売却義務を有するものとされた。この間のイギリスの動向、また、「金本位法」の概要は金井 [2004] 43-52頁から得られる。

17) とはいえ、「26年までにまだ金本位制に復帰しなかった主要国は、フランス、ベルギー、イタリア、スペイン、日本等々であった」（桜井・山口・侘美・伊藤編 [1980] 247頁）が、「27年以降はいちおうの安定をみたことも明らかであった」（桜井・山口・侘美・伊藤編 [1980] 248頁）とされている。併せて桜井・山口・侘美・伊藤編 [1980] 234頁（図Ⅱ・1-5）も参照されたい。

18) ポンド体制の下での国際資金循環の特徴は、「イギリス→アメリカおよびヨーロッパ→インドなどの後進諸国→イギリス」という、イギリスから発しイギリスにもどる資金循環の構造」（桜井・山口・侘美・伊藤編 [1980] 213頁）にあるといわれている。他方、ポンド・ドル体制の下でのそれは、「第1に、イギリスは貿易入超と資本輸出によって膨大なポンドを各国に供給していたものの、ポンドは十分には自国に還流していなかったこと、第2に、アメリカは膨大な資本輸出によってドルを世界に供給したのみならず、実質上そのほとんどを大きな貿易収支および経常収支の黒字によって回収することができたこと」（同上250頁）であるといわれている。

19) とはいえ、この間のポンド・ドル相場の固定化は、ドルに対して相対的に力を弱めるポンドの地位を、イギリス、アメリカ、フランス、ドイツの国際協力によって押し留めることで維持されたようである。と同時に、フランス、ドイツなどによるロンドン金購入、ロンドンからニューヨークへの激しい短資移動は、早晚、ポンド・ドル体制の破綻を招くこととなる（桜井・山口・侘美・伊藤編 [1980] 255-64頁を参照）。また、石見 [1995] 59-73頁も参照。

20) これらの過程については、さしあたり桜井・山口・侘美・伊藤編 [1980] 255-72頁を参照。また、侘美 [1998] 第2章、第3章も参照。

21) 1931年9月21日に立法化された「金本位（修正）法 the Gold Standard (Amendment) Act, 1931」では、25年「金本位法」で定められたイングランド銀行の金地金売却義務が停止された。この間の経緯は、金井 [2004] 102-15頁を参照。

22) 1929～36年における各国の金本位制停止年月日等は、侘美 [1994a] 588-9頁（7-24表）から得られる。

23) 1931年7月～34年6月までの「世界各國の為替相場」については、侘美 [1994a] 690-1頁（8-5図）を参照。

24) 「スターリング・ブロック」（イギリス）、「ナチス広域経済圏」（ドイツ）、「金ブロック」（フランスを中心とする）、そして「反ブロックを理念とする消極的なブロック形成」とされる「汎アメリカ・ブロック」などが挙げられよう。これらの概要については、桜井・山口・侘美・伊藤編 [1980] 277-87頁を参照。

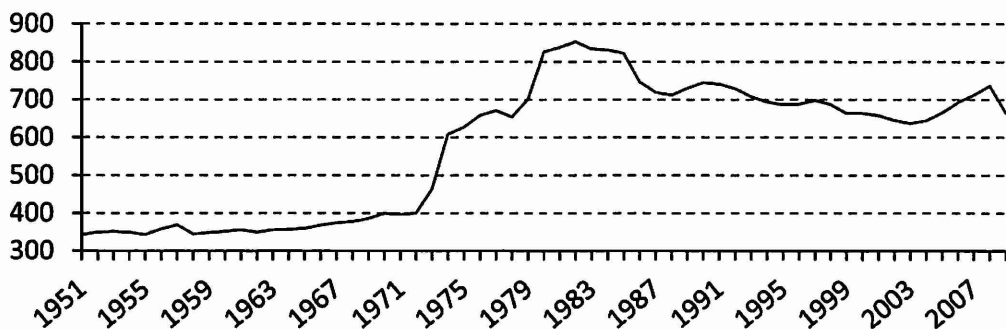
1.3 現代の不換銀行券へ

以上のように、第二次世界大戦前後を資本主義の変容期と見て通貨制度の変化を辿ってみると、戦間期の20年間に於けるめまぐるしい通貨制度の変化が確認できる。それは、全体として存在する資本主義の変容期に対応した、各部分の模索的变化の一例を示すものであるようにも思われる。では、仮にそうであるとする、第二次世界大戦後の資本主義は、それ以前と比較してどのように変わったのだろうか。

引き続き、資本主義の状態を示す一指標として図2を見てみると、「第二次大戦後（より厳密には、1950年代後期以後）においては、物価はめったに下落しなくなり、長期間（40ないし50年間）ほぼ一方的に上昇し続けた」（佐美 [1994b] 10頁）ことが確認できる。そしてこの傾向は、図2による限り、大枠としては現在まで継続しているとひとまずはいえそうである²⁵⁾。もっとも、図2には、直近の2008～09年にかけての下落が示されているのであり、これが今後どのような方向に変化していくのかは、現代資本主義の状態を探る上での興味深い材料の一つになるものと思われる。

また、図3は、1951～2009年における日本の企業物価指数の推移である。この図からは、1982年頃までの上昇傾向と、それ以後の基調としての下落傾向が読み取られてよいものと思われる。日米の物価指数だけで判断するのは材料不足であるものの、図2と図3からは、少なくとも

図3 日本の企業物価指数
(総平均、戦前基準指数)
1951～2009年[1934～6年平均=1]



※横軸の年表期は、各年の平均を示す。

日本銀行 時系列統計データ検索サイト
(<http://www.stat-search.boj.or.jp/>) から作成。

25) 佐美 [1994b] 10-1頁では、1820～1992年の「世界の卸売り物価指数」（1820～1913年：イギリス、1914～1992年：アメリカ）の推移が図示されている。これに続く1993～2009年までの世界の物価変動をどのように把握するかという問題は一つの論点であるが、さしあたりアメリカの生産者物価指数の推移を延長した。

も1970年代まで、「不可逆的物価上昇の機構」²⁶⁾(佐美 [1998] 45頁) が作用していたといえそうである。そして1980年代以降、日本の物価指数の推移に、新たな傾向が読み取れそうだというところまではいえそうである。このことが、資本主義の歴史展開とどのように関係しているのかは、経済学の窮極目標とされる現状分析に係わる問題でもあり、今後の動向を見据えつつ、超長期の観点から考究されるべき課題であると思われる²⁷⁾。

このように、第二次世界大戦後に変わったといわれる資本主義に対応して、では、通貨制度はどのように変化しただろうか。象徴的と思われる出来事に焦点を絞って、その概要を引き続き述べてみたい。

よく知られているように、第二次世界大戦後の通貨制度は、ブレトンウッズ体制の枠組みの中でまず築かれる。大戦中の1944年7月、アメリカのニューハンプシャー州のリゾート地、ブレトンウッズ (Bretton Woods) にあるワシントン山ホテル (The Mount Washington Hotel) にて、連合国44カ国と中立国アルゼンチンの代表を招いた国際会議 (連合国通貨金融会議 United Nations Monetary and Financial Conference) が催された。戦後経済の安定的発展のあり方が構想された会議の様子は別途参照するとして²⁸⁾、本稿の問題関心からその後の帰結を眺めてみると、他を圧倒する当時の輸出力に裏付けられた米ドルと、金中心の通貨制度が浮かび上がる²⁹⁾。すなわち、44年7月22日に調印され、翌45年12月に発効したIMF協定に基づき、46年3月に設立されたIMF (International Monetary Fund) のもと、加盟国通貨は、金1オンス=35ドルの基準に対して為替平価を設定して、自国通貨の為替相場変動幅を、設定平価の上下1%以内に抑える義務を引き受けたのであった (但し条件次第で調整可能)。このことによって、各国通貨は再び世界的な固定為替相場制の方向へと舵を切る。そして、1934年に制定されていたアメリカの国内法 (金準備法 Gold Reserve Act of 1934) を通して、各国の公的当局に金とドルとの交換性が保証され、金・ドル本位制とも呼ばれる時期が始まる。

その後、1958年12月末の西欧諸国通貨の対ドル交換性回復によって、自由・無差別・多角的というブレトンウッズ体制の本来の理念はようやく実現の目処をつけたとも評され³⁰⁾、世界経済は

26) この機構は、「寡占的大企業体制および組織的労働組合体制、そして両者の協調的体制がまず存在し、その上に、戦前 (第二次世界大戦前 — 引用者) よりも決定的に大きくなった政府の役割が加重された」(佐美 [1998] 135頁) ことによって成立したものとされている。

27) この点に関して佐美 [1998] では、為替相場への各国の協調介入を背景におきつつ、1980年代以降に先進国 (G5ないしG7諸国) 主導で推し進められた経済的規制緩和によって、それまでの「不可逆的物価上昇の機構」に綻びが生じたこと、そしてその綻びが、1980年代中頃から日本の物価下落として現れたと読み解かれ、「『大恐慌型』不況」論が提示されている。

28) 石見 [1995] 93-6頁、大田 [2009] 第2章などを参照。また、谷口 [2005] 第4章では、ブレトンウッズ体制の総括が、会議にイギリス案をもって臨んだケインズ (John Maynard Keynes) と、アメリカ案をもって臨んだホワイト (Harry Dexter White) との人物活写を通して論じられており興味深い。

29) とはいえ、終戦後直ちに金・ドル本位制が確立したわけではない。西欧諸国の「ドル不足」への対応 (為替管理、貿易制限など)、また、スターリング地域におけるポンドの優位といった要因があり、とりわけポンドに対するドルの地位上昇は漸次的であったといわれている。石見 [1995] 101-11頁、山本 [1997] 85-9, 99-104頁を参照。

30) 石見 [1995] 96-9頁を参照。

復興を遂げる。しかしそれは、アメリカの基礎収支（経常収支＋長期資本収支）赤字に基づく、各国へのドル供給によって支えられたものでもあった。西欧諸国ならびに日本が復興を遂げて、これら諸国にドルが蓄えられると、とりわけ西欧諸国において「ドル過剰」³¹⁾が意識され、「ドル危機」を招来することとなる。1960年秋のロンドン金市場における金投機（ゴールド・ラッシュ）を皮切りに、61年10月の金プール形成、その後、数度の金投機と通貨投機を経て、68年3月には、金プール解体に伴う金二重価格制が出現する。そしてその後の更なる通貨投機等の発生は、この間の「ドル危機」を象徴する出来事と捉えられることとなる³²⁾。1971年8月15日にアメリカが宣言した金・ドル交換停止は、この延長上に生ずるものとされ、以後、各国通貨は金との繋がりを絶って、再び変動為替相場制の世界に入り今に至る³³⁾。

以上を要するに、資本主義の歴史展開に伴って、通貨制度は金貨ないし金との繋がりを希薄化する方向へと変化してきたということになる。そして現代の不換銀行券は、その極に位置付くものとして見うるということでもある。では、金との再結合を念頭に置いた上での、経過的措置とは必ずしも思われない現代の不換銀行券を、経済学はどのように捉えてきたのだろうか。節を改めてこの点を整理しておく必要がある。

2 信用貨幣としての不換銀行券をめぐる

前節では、資本主義の歴史展開と併走するように、通貨制度も変化してきたことを概観した。無論、そのことに対して経済学が無関心であったわけではない。このことの一つの証左として、不換銀行券の本質と運動法則をめぐる大論争、「不換銀行券論争」を挙げることができるだろう³⁴⁾。以下、本節ではまず、この論争において一大争点となった、不換銀行券の本質規定をめぐる二つの見解を概観する。そのことを通して、不換銀行券を「理論的」に捉ようと試みる際に、原理論の側で不可避免的に生ずると思われる困難を、まず明確にしておきたい。その上で、不換銀行券を信用貨幣と捉える近年の諸説の若干を検討することとする。

31) 「「ドル過剰」というのは、アメリカの金準備に対して外国の対米流動債権が「過剰」になったというのが本来の意味である」（石見 [1995] 113頁）。

32) 石見 [1995] 113-23頁、桜井・山口・佐美・伊藤編 [1980] 306-22頁、山本 [1997] 第5章などを参照。

33) もう少し詳しく見てみると、1971年12月ワシントン（スミソニアン研究所）にて、各国通貨の多国間調整が行われる。金とドルとの交換性は回復されないままに、金の公定価格が1オンス＝38ドルに切り上げられ、各国通貨もドルに対して切り上げられることで、固定為替相場制の再編が試みられた（スミソニアン体制）。しかし、1973年2～3月に生じた通貨投機をうけて、日本ならびにEC諸国は、固定相場を維持するための為替介入を中断。以後、変動為替相場制が定着する（石見 [1995] 131-2頁、山本 [1997] 131頁を参照）。

34) 1950年代から60年代初頭にかけて、参加者約40名、関連論文200編、関連著書10数冊とも集計される活発な議論が行われた。「不換銀行券論争」に関する定評ある解説論文が多数存在することに鑑みて、本稿では屋上屋を架すことはせず、不換銀行券の本質規定に対する二見解を取り出すことに集中する。「不換銀行券論争」の概要については、西村 [1962]、浜野 [1964]、建部 [1974]、松井 [1978]、松橋 [1985]などを参照されたい。

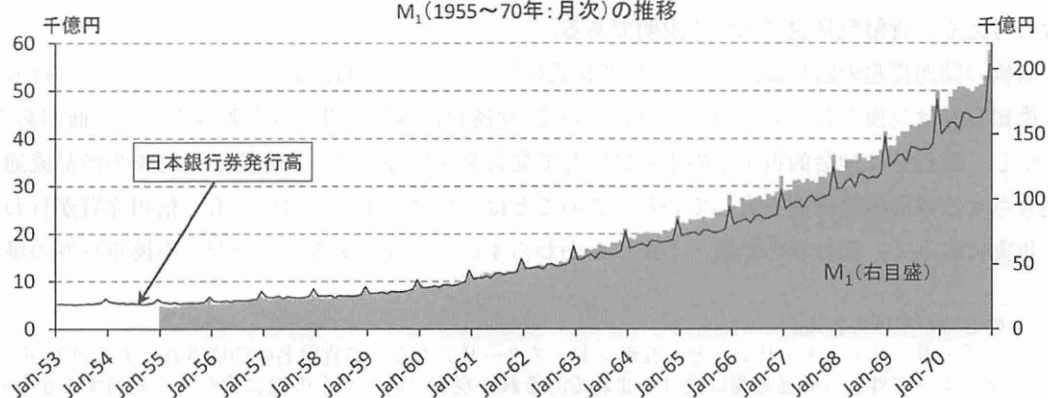
2.1 「不換銀行券論争」の問題関心

1956年頃に始まった「不換銀行券論争」は、岡橋保の現実的な問題関心が口火となったといわれている。その問題関心とは、不換銀行券の増減と、物価の騰落との関係や如何にということであった³⁵⁾。

図4は、日本銀行券発行高(1953～70年)と、マネーサプライ統計におけるM1の推移(1955～70年)を示している。ここからは、不換の日本銀行券が周期的に増減を繰り返しながら、傾向的にその量を増大させていく様が見てとれる。

問題は、図4と、前節に掲げた図3の同時期における物価動向との関係にある。図3から同時期を抜粋したものが図5である。ここからは、基調としての上昇傾向は掴めるものの、そうした傾向の中での騰落も読み取れる。もし、不換銀行券が「不換国家紙幣の諸法則に従う」(Engels (ed.) [1894] S. 539-40, 訳(7) 365頁)ものならば(マルクス(Karl Marx)の草稿にエンゲルス(Friedrich Engels)が注記したように³⁶⁾)、図4と図5との関係には、どのような説明

図4 日本銀行券発行高(1953～70年:月次)
ならびに
M₁(1955～70年:月次)の推移



※日本銀行券発行高:日本銀行保有分を除き、市中金融機関保有分を含む。

※M₁=銀行券発行高+貨幣流通高+預金通貨

日本銀行 時系列統計データ検索サイト

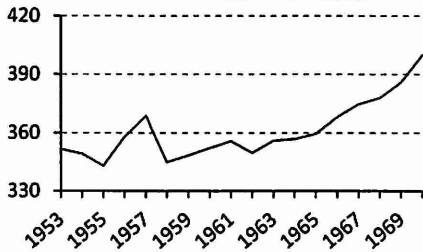
(<http://www.stat-search.boj.or.jp/>)から作成。

35) 「兌換が停止されているとはいえ、銀行券は伸縮をくりかえし、物価も騰落している。この銀行券の伸縮は、兌換下におけるとおなじように、物価の騰落によって起こるのであろうか。それとも逆に、銀行券の増減から物価の騰落が起こるのか。ともあれ、われわれのまえににあたえられている事実は、物価の騰落と兌換のされない銀行券の伸縮ということ、これである」(岡橋 [1969] 1頁)。

36) 「……銀行券がいつでも貨幣と交換できるものであるかぎり、流通銀行券の数をふやすということは決して発券銀行がかってにできることではない。『不換紙幣はここではおよそ問題にならない。不換銀行券が一般的な流通手段になることができるのは、ただ、事実上それが国家信用によって支えられている場合だけであって、たとえば現在ロシアではそうである。したがって、不換銀行券は不換国家紙幣の諸法則に従うのであって、この諸法則はすでに説明されている。(第一部第三章第二節 c。 通貨。価値章標。)—F. エンゲルス』」(Engels (ed.) [1894] S. 539-40, 訳(7) 365頁)。

ここでいわれている「不換国家紙幣の諸法則」に関するマルクスの説明としては、さしあたり以下

図5 日本の企業物価指数
1953～70年(図3からの抜粋)



を施しうるだろうか。

もちろん、マルクスの商品論・貨幣論に鑑みて、貨幣論の一環として国家紙幣を論じうるかどうかという問題はある。铸貨が摩滅してしまうことへの対応の極致と捉えるにしても、商品流通に対する流通手段の媒介性を論拠にするにしても、マルクスの商品論・貨幣論から国家紙幣を導出することには、論理的な無理が付き纏うと考えられるからである³⁷⁾。

また仮に、不換銀行券を国家紙幣と同一範疇に属するものとして捉えるにしても、社会的再生産との関連を問うことなしに、即座に不換銀行券の増減と物価の騰落との関係を問うのは、そもそもの問題設定がおかしいというのも尤もである。とはいえ、とりわけ論争開始からおよそ10年を経た1965年頃からの両図の推移を眺めていると、図4（不換銀行券の量）が図5（物価動向）を規定したのではないかと反射的に応答したくなる³⁸⁾。不換銀行券を国家紙幣の一種と捉えて、商品流通に対する閾値を超えた発行ゆえの物価騰貴と考える、貨幣数量説に基づく説明である。

岡橋の問題提起の眼目は、こうした思考様式に見直しを迫る点にあったといつてよい。確かに、不換銀行券は兌換されないという一点において、兌換銀行券とは異なった動きを示す一面がある。しかし、銀行券は社会的再生産の求めに応じて発行高を伸縮させ、自らをその時々の商品流通に適合させる量的調整機構を有している。このことは、兌換停止下においても、信用売買が行われる現実に鑑みて、銀行券の兌換・不換にかかわらずいえそうである³⁹⁾。ただ、不換銀行券の場合

ゝのものが挙げられる。

「一ポンド・スターリングとか五ポンド・スターリングなどの貨幣名の印刷されてある紙券が、国家によって外から流通過程に投げこまれる。それが現実に同名の金の額に代わって流通するかぎり、その運動にはただ貨幣流通そのものの諸法則が反映するだけである。紙幣流通の独自の法則は、ただ金にたいする紙幣の代表関係から生じうるだけである。そして、この法則は、簡単に言えば、次のようなことである。すなわち、紙幣の発行は、紙幣によって象徴的に表わされる金（または銀）が現実に流通しなければならぬであろう量に制限されるべきである、というのである」(Marx [1867] S. 141, 訳 (1) 225頁)。

この部分の解釈は、貨幣の度量基準との関係をめぐって諸見解が提示されている（さしあたり岩熊 [1977] を参照されたい）。とはいえ、「流通必要金量」という考え方をとるならば、それを超えて流通過程に国家紙幣が投入される場合には、その余分量に応じて国家紙幣の減価が生ずるであろうということまでは、共通認識として了解できるように思われる。

37) マルクスの貨幣象徴化論への批判的検討としては、山口 [1984] 補章が挙げられる。

38) 図4から、商品の購買に実際に出勤する不換銀行券なりM1をMとみなして、Mが一定期間に実現する購買回数をvとする。また、物価水準をP、同期間の取引量をTとする。ここから、結果的に成立する恒等関係 ($Mv \equiv PT$) を思い浮かべ、Pの騰貴をMの増加結果として捉えたということになる。

39) 「銀行券が商品流通の事情におうじて増減することのできるのは、それが手形流通にたつ支払手段貨幣に代位流通し、手形の発生と消滅とともに流通界に出入するからであり、また、担保つき貸付にもとづき流通手段に代位発行された銀行券は、貸付の返済とともに流通界を去るのであって、それがいつでも金にかえられるから、ただその道をつうじてしか収縮しえないようなものではない」(岡橋 [1969] 63頁)。

には、兌換による流通部面からの退出回路が遮断されるため、兌換銀行券と比較すると、その量的調整機構の一角を欠いてしまう。たとえば、「不生産的国債を担保とする貸付によって流通界におしつけられた不換の銀行券は、いまや、その収縮の道がふさがれているので、流通界に沈殿することとなる」(岡橋 [1969] 63-4頁)。とはいえ、手形割引や証券担保貸付(返済に経済的基礎を有するそれ)などを通した発行・回収の回路⁴⁰⁾は、不換銀行券といえども依然として開かれている。したがって、その伸縮運動から見れば、不換銀行券は兌換銀行券と同様に信用貨幣と考えるのが妥当である。

以上が、不換銀行券の本質規定として提示された、筆者なりに理解するところの岡橋説(信用貨幣説)である。しかしながら、不換銀行券の本質を信用貨幣として理解しようとする際、そもそも「信用」とはどのような意味で用いられてきたのだろうか。この点をめぐって岡橋説には、諸論者から疑問が提示されることとなった。

2.2 貨幣論と信用論との関係

2.2.1 不換銀行券が負う債務とは何か？

岡橋の信用貨幣説は、不換銀行券が現実を示す伸縮運動を念頭に置き、そのことを説明する議論と捉えることができるが、以下の文言には、現実に対する岡橋の問題関心が端的に表明されている。

兌換停止下にあっても信用取引がおこなわれ、商業手形が流通するかぎり、商業手形が銀行によって割引かれるであろうし、その割引が金ではなく、銀行手形をもって割引かれるであろう。金貨が支払われない商業手形が流通しているかぎり、銀行もまた金貨で支払わない手形を振り出しえないはずがなく、また要求払預金の形における銀行債務を形成しうるのであるから、商業手形の割引によって銀行手形の形か、あるいは銀行預金の形における銀行債務の貸付、信用の貸付がおこなわれよう。(岡橋 [1969] 128頁)

ここで述べられていることの大意は、まず第一文において、兌換停止下でも信用売買が行われ、手形割引も不換銀行券で行われるという事実の確認がなされている。第二文の前半部分は、その意味が必ずしも判然としない。しかし、いわんとされているのは、兌換停止下の手形割引も兌換制時と同様に、銀行券(不換銀行券)もしくは預金設定のかたちで行われ、それらが銀行の債務

40) 川合 [1965] 第7章では、本文で挙げた「貸付一回収による銀行券の還流」(川合 [1965] 166頁)だけではなく、「預金による銀行券の収縮」(川合 [1965] 171頁)の回路もあることが指摘されている。

この点について岡橋からは、「銀行券が預金(当座預金)にかわっても、それは銀行債務の形態の転換であり、手形の形における信用貨幣から預金の形をした信用貨幣にかわっただけで、通貨としては別に数量的な収縮がおこるわけではない」(岡橋 [1969] 146頁)、という応答がなされている。

川合によれば、「銀行券が一般的流通手段＝現金となっている段階」(川合 [1965] 80頁)での「信用貨幣」とは、「現金となった銀行券の支払約束たる当座預金＝預金通貨のことである」(川合 [1965] 82頁)とされる。他方、岡橋においては、銀行券は「現金」ではなく、あくまでも「信用貨幣」として捉えられている。両者の見解の相違は、この点に由来するのであろう。

として計上されるということであろう。それはすなわち、「銀行債務の貸付、信用の貸付」を意味するという趣旨が、ここでは述べられていると読むことができる。つまりこの部分の要点は、銀行券発行ないし預金設定は、兌換制・不換制にかかわらず銀行債務をかたちづくる、という点にあると読んでよいだろう。実際、発券銀行の貸借対照表を見てみてもそうなっている。

しかし、少なくともそれまでの原理論に鑑みて、以下の疑問が提示されたことは、[理論的]に至当であった。

われわれが債権・債務というばあい、その内容はとうぜん価値請求権＝貨幣請求権・価値（貨幣）の支払約束ということではなければならない。そして銀行券のばあいは、金請求権・金支払約束ということではなければならない。不換銀行券は兌換の停止によってこのような金債務がなくなったのだから、われわれは不換銀行券には、もはやなんらの債務性したがって手形性もなく、それはつまりは不換紙幣（国家紙幣——引用者）に転化してしまったのだと説くのである。（麓 [1967] 28頁）

上の言説は、不換銀行券を国家紙幣の一種（いわゆる「国家紙幣説」）と捉える代表的論者の一人、麓健一によるものである。この見解は、「国家紙幣説」を採る諸論者に共有された、不換銀行券の本質規定であったといつてよい⁴¹⁾。確かに、麓の言説には首肯せざるを得ない部分がある。商業手形であれ、銀行券であれ、信用論で考察されてきた債権・債務関係が金銭上のそれであったことに鑑みて、上記引用の第一文と第二文に瑕疵はひとまずないはずだからである（この点は次々項で改めて検討する）。そうとすれば問題は、第三文をどのように考えるかということになってくる。

第三文の前半部分では、銀行券の不換化によって、兌換制時に銀行が負っていたはずの「金支払約束」が消失してしまうのだといわれる。兌換停止、即、「価値（貨幣）の支払約束」の消失といえるかどうか。この点は、改めて検討されてよい問題である。そもそも原理論において、銀行券はどのような論理で把握されてきただろうか。

2.2.2 先取りされた〔将来の貨幣〕

商品売買は、買い手の〈現在の貨幣〉と、売り手の〈現在の商品〉との間でのみ行われるとは限らない。信用論の端緒として設定されてきたのはこのうち、与信資本によって先取りされた、受信資本が支払うはずの〔将来の貨幣〕と、与信資本が所持する〈現在の商品〉との間の売買（信

41) 同様の指摘は、たとえば飯田繁によって次のように述べられている。すなわち、「兌換銀行券が所持者にとって現実の金の支払をうけることのできる発券銀行の約束証書であるとすれば、不換銀行券は所持者にとっていったいなんの支払をうけることのできる発券銀行の約束証書だと教授はいわれるのだろうか」（飯田 [1956] 43頁）。

また、三宅義夫によって、この点に関する限り、「岡橋教授の欠陥を銜いておられるのは、適切と思われる」（三宅 [1957] 124頁）という同意がなされている。

用売買)であったといつてよいだろう⁴²⁾。諸資本のうちには、当該商品の購買に充てる貨幣を〈いま〉手元に所持していないが、〈いま〉、その商品を買う必要に迫られる買い手がいる。他方で、商品対価を〈現在の貨幣〉で受け取ってしまうと、当面の価値増殖に組み入れることのできない貨幣準備を、過剰に滞留させてしまう売り手もいる。信用売買は、両者が直面するこうした不都合を解消させる取引となる。

その際の要点は、商品の対価を〈現在の貨幣〉で受け取らなくとも、与信期間中、売り手(与信資本)の資本活動に支障が出ないこと。つまり、必要な貨幣準備がすでに確保できていること。そして、買い手(受信資本)の〔将来〕の貨幣支払を信用できることである。たとえば、Aが3ヵ月後の支払約束によって、Bから100万円分のb商品を買いたいとする。このときBは、b商品の販売代金100万円を3ヵ月後に受け取ったとしても、その間、自らの資本活動を継続できる見込みがなければならない。加えて、Bは、3ヵ月後にAが本当に100万円を支払ってくれそうだと信用できなければならない。もし、AとBとで互いに希望する条件が一致するならば、Bを与信者、Aを受信者とする信用関係(期間:3ヶ月、金額:100万円)が形成されることになる⁴³⁾。

42) いわゆる商業信用である。なお、商業信用をどのように定義するかについては、これまでに膨大な検討が積み重ねられている。それを一言でまとめるのは土台無理なことだが、争点のあらましを、資本主義的な生産関係のもとに限ってごく簡単に述べておく。

まず、商業信用を、与信者から受信者に対する資本の貸付と捉えた上で、貸付けられるのが商品資本(商品貸付説)なのか、それとも貨幣資本(貨幣貸付説)なのかという問題が検討された。また、信用価格には利子が含まれるのか否かといった問題。銀行信用に対する商業信用の関係(銀行信用の基礎に位置付くのか/本質的に別個のものなのか)といった問題が注目されたようである(さしあたり春田[1977]、岡本[1985]を参照)。

他方で、「信用は、各々別個の資本の商品生産物でありながらその間の売買過程としてあらわれる私的面を出来得る限り止揚しようとする手段である」(宇野[1950・52] 463頁)という観点から、「要するに商業信用は個々の産業資本が、その利潤の根源をなす剰余価値の生産に直接役立たない種々なる遊休資金を相互に融通することによって、そうでない場合には無用に遊休せしめることになる資金を、生産過程に資本として投ぜしめる、いわば個別資本間の相互扶助関係に他ならない」(宇野[1950・52] 465頁)という見解が、宇野弘蔵によって提示された。

宇野のいう「種々なる遊休資金」とは、どの範囲(流動資本購入のための準備部分まで/さらには固定資本の償却部分や蓄積の準備部分までも)を指すのか? 「相互に融通する」とはどういう意味か? 資金の「融通」とは貨幣の貸付を意味するのか? 商品はどの時点(商品の引渡時/支払時)で価値を実現したといえるのか? といった問題の考察が深められることになった(宇野編[1968] 183-94, 357-63頁, 日高[1966] 10-114頁, 山口[2000] 第1章, 清水[2006] 52-70頁等を参照)。

何れも難しい問題ばかりだが、商業信用に関して少なくとも本稿が押さえておくべきは、与信資本のもとに貨幣準備の余裕が存在する点。かつ、受信資本の〔将来〕の貨幣支払を、与信資本が信用できるといふ点であると考え。この二つの条件が満たされるときに、受信資本が支払うはずの〔将来の貨幣〕が与信資本によって先取りされて、与信資本に対する〈現在〉の購買力として用いられることになる。

43) 清水真志によれば、宇野弘蔵の問題提起(資金融通説)は、「今日までの商業信用研究の第二期」(清水[2006] 53頁)に先鞭をつけるものとして位置付く。そして、第二期の諸研究は、鈴木鴻一郎編『経済学原理論』や伊藤誠、山口重克などによる「商業信用を実質的な貨幣貸借の関係として捉える見解、いわゆる実質貸借説」(清水[2006] 56頁)と、大内力や日高普による「いかなる意味においても貸借関係とは無縁であるという主張」=「商品売買説」(清水[2006] 53-4頁)の二つにまとめられるのだという。もっとも、両説もその内部に立ち入ると、細部には論者ごとの差異が見出されるとされ、それら諸見解が、本文ならびに註の中で丁寧に腑分けられている。その上で、自説(「商業信用を、現金貨幣としての遊休資金を根拠とした、そして本来の意味での商品の売買関係を契約的に連結され

しかし、こうしたA・B間の信用関係は、常に構築できるとは限らない。3ヵ月後にAから貨幣が支払われたのでは、その間のBの資本活動が継続できない場合がある⁴⁴⁾。また、Aの側で希望する信用売上の期間・金額等が、Bの承諾しうる内容だったとしても、3ヵ月後のAの支払を信用できない場合もある⁴⁵⁾。こうした場合には、AとBは信用売買を行えない。

とはいえ、したがって、信用売買は行き詰るということにもならない。要点は、「量的条件の問題」または「受信力の問題」、ないし両方の問題によって、A（受信側）が支払うはずの〔将来の貨幣〕を、B（与信側）が先取りできないところにある。このため、Bが承諾しうるかたちの〔将来の貨幣〕をAが用意できるのであれば、Aは、Bによって先取りされた〔将来の貨幣〕でb商品を買ひ、Bは、自らが先取った〔将来の貨幣〕に対してb商品を売ることができるようになる。

この想定限りであれば、〔将来の貨幣〕は、少なくともBによって先取りされさえすればよい。このため、銀行資本（X）が要請されて、Xが発行する銀行手形なり銀行券なりが必須になるということには必ずしもならない。たとえば、満期日における貨幣支払を、C資本が引き受ける旨の確約をAが用意でき、かつ、Bが、Cの支払約束を〔将来の貨幣〕として先取りできるのであれば、AはCの支払約束を用いて、Bからb商品を〈いま〉買えるようになる。A・B間では信用関係を形成できないという問題は、Cが介在することで、「商業信用の変形」⁴⁶⁾として解決しうる。

つまり、Bだけでなく、複数の与信者から先取りされるところの、〔将来の貨幣〕（＝銀行券）へと辿り着くには、ここからさらに、B以外の他の者もCの支払約束を〔将来の貨幣〕として先取するという、その意味で、B単体の先取りが、社会的な先取りへと転換する論理が明らかにされなければならない。この点からすると、商業信用と銀行信用との間には、随分と距離があることになる。

しかし、与信者から〔将来の貨幣〕として先取りされた受信者の支払約束が、当の与信者に対して〈現在〉の購買力として通用するという商業信用の論理は、銀行信用にも通底していることも確かであろう。この観点からすれば、〔将来の貨幣〕として先取る与信者の広がりには違いはあるものの、商業信用と銀行信用は、同一の事柄を問題にしていると見ることができる。

そうであれば、期限に定めのないかたち（一覧払い）で、広く与信者に先取られる〔将来の貨幣〕（銀行券）といえども、不定期に〈現在化〉を求められることもありうる、という点は検討

「た、将来貨幣としての遊休資金の売買関係であると考える」（清水〔2006〕70-1頁）が展開されている（清水〔2006〕第2章〔とりわけ52-70頁ならびに註（1）～（23）〕を参照）。

なお本稿では、A・B間の信用関係が、「一時的な信用取引」によるものなのか、それとも「恒常的な信用取引」によるものなのかという問題を度外視した。田中〔1997〕では、一時的／恒常的という観点から、産業資本の蓄積に対する商業信用の意義が考察されている。

44) この点は、「量的条件の問題」として山口重克によって整理されている（さしあたり山口〔1985〕222-4頁を参照）。

45) 前註同様に、この点も「受信力の問題」として山口によって整理されている（山口〔1985〕222-4頁を参照）。

46) 小幡〔2009〕226-32頁を参照。

課題となつてこよう。岡橋説に対して「国家紙幣説」から寄せられた疑問は、不換銀行券を〈現在化〉して、〔将来の貨幣〕を〈現在の貨幣〉に変換しようとしても、決してなしえないという点に向けて発せられているのである。銀行券の兌換停止という事態は、信用論を貫く、先取りされた〔将来の貨幣〕という論理の再点検を迫る、〔理論的〕には重い「変化」を意味するものであると思われる。

2.2.3 貨幣論と信用論との関係

このように考えてくると、前々項で引用した麓の言説の意味もより明解になる。岡橋説に対する「国家紙幣説」からの疑問は、貨幣・信用論のそもそもの組み立て方にまで遡る根本的な点を衝いている。繰り返しになるが、前々項に引いた麓の言説を再掲しておきたい。そこには、少なくともこれまでの原理論における貨幣論と信用論との関係が端的に示されていると考えられるからである。

われわれが債権・債務というばあい、その内容はとうぜん価値請求権＝貨幣請求権・価値（貨幣）の支払約束ということではなければならない。そして銀行券のばあいは、金請求権・金支払約束ということではなければならない。不換銀行券は兌換の停止によってこのような金債務がなくなったのだから、われわれは不換銀行券には、もはやなんらの債務性したがって手形性もなく、それはつまりは不換紙幣（国家紙幣——引用者）に転化してしまったのだと説くのである。（麓〔1967〕28頁）

前々項で筆者は、「商業手形であれ、銀行券であれ、信用論で考察されてきた債権・債務関係が金銭上のそれであったことに鑑みて、上記引用の第一文と第二文に瑕疵はひとまずないはずである」とした。その上で、第三文の評価が検討点になると考えた。しかし、改めて考えてみると、第三文は、第一文と第二文の筋に沿って提示されている。このため、その正否の一部分は、第一文と第二文の正否によっても左右されるはずである。そうとすれば、ここで先入見を捨てて、第一文と第二文が、いま一度検討されておかねばならないであろう。

まず第一文では、債権・債務関係の内容とは、貨幣の請求権・貨幣の支払約束のことであるとされている。信用売買の考察から導かれる規定として⁴⁷⁾、この部分はやはり妥当性を有すると考えられる。では、第二文はどうか。第一文の考え方が銀行券に適用されて、その債権・債務関係の内容は、「金請求権・金支払約束」とされる。第一文を是とするならば、第二文も是とせざるをえないように思われる。ただし、第一文との繋がりから第二文を導こうとすれば、貨幣＝金という構図が前提されていなければならないことにも気付く。検討すべき問題はここにある。

47) 「信用売買は、信用価格に相当する金銭債権を生みだす。これは債権・債務の一種である。しかし、債権・債務関係自体は商品売買によってのみ発生するわけではない。他人のモノを壊してしまったり、他人の心身を傷つけたたりしたことが原因で発生することもある。そして、何をもって弁済に充てるかも、さまざまなかたが考えられる」（小幡〔2009〕71頁）。

もし、貨幣＝金という貨幣観を前提するならば、第三文にいわれる兌換停止＝金債務の消失という議論は、自然な流れである。銀行券が先取りされた〔将来の貨幣〕でありうるのは、任意の時点での〈現在化〉＝兌換が保証されているからであり、不換化とは、その保証の梯子が外されてしまう事態と見ることができるからである。

もちろん、現実には、銀行券が実際に兌換を求められることはまれだったようであり⁴⁸⁾、〔理論的〕にも、銀行券が直ちに兌換を求められると想定するのでは、銀行信用を提示することにはそれほど意義を見出せない。しかし、だからといって、銀行券の所持者が銀行に債務履行を求めない点を、銀行自らが結んだ約束を放棄しうる根拠とするわけにもいくまい。約束の実行を〔求める／求めない〕の決定権が、約束された側（銀行券の所持者）に委ねられているのであれば、原則として約束した側（銀行）には、約束の実行という選択肢しか残らないはずだからである。

このように考えると、兌換停止というのは、〔約束〕の本義に悖る事態といえることになる。「国家紙幣説」においては、このことが、銀行券の国家紙幣化を示す証左とされた。それは、貨幣＝金という貨幣観に基づき、「金請求権・金支払約束」の展開を通して構成される信用論に鑑みて、〔理論〕に忠実な現実認識といってよい。しかし、資本主義における貨幣を原理的に金と見定め、その債権・債務関係という筋で信用論を組み立てるならば、不換銀行券は、原理的に捕捉不可能な標的とならざるをえない。

資本主義の原理論が、資本主義一般に通底する論理の考察を行うものとすれば、「国家紙幣説」にとって、不換銀行券の出現・定着は、資本主義ならざる資本主義の出現という語義矛盾を抱えた事態に映じ、資本主義体制の危機として捉えられることになるのかもしれない⁴⁹⁾。もとより本稿の眼目は、「国家紙幣説」の現実認識の可否を判定するところにはない。不換銀行券の本質規定に対する二見解、とりわけ信用貨幣説に注目して、今日の不換銀行券を改めて原理的に捉えようとするのが主眼である。

48) 金井〔2004〕では、「金本位制は不正確に理解されてきた」（金井〔2004〕10頁）という観点から、1914年恐慌下に見られたイングランド銀行券の兌換請求が取り上げられている。金井によれば、1914年7月31日（金）・8月1日（土）にイングランド銀行に生じた兌換請求の行列は、イングランド銀行券に対する信用が揺らいだ故の「本位貨幣としての金貨を求めたものではなく小額貨幣としての金貨を求めたものだった」（金井〔2004〕28頁）とされる。その証拠として、第一次世界大戦の混乱期にもかかわらず、同年8月から大蔵省によって発行され、金兌換を保証された緊急通貨（「カレンシー・ノート」）にも兌換請求が見られなかったこと、「カレンシー・ノート」の流通が増大するにつれて金貨流通が減少したこと、さらには「1928年カレンシー・ノートおよび銀行券法 The Currency and Bank Notes Act, 1928」において、金貨流通の廃止が法的に整備されたことなどが挙げられている（金井〔2004〕第1章、第3章を参照）。

49) この点について金井〔2004〕は、「国家紙幣説」の問題点が、誤った金本位制の理解に由来するという筋で次のように述べる。「旧来からの金本位制把握に囚われていれば、金本位停止とは、金流出が続き兌換を維持できなくなったために、そこへ追い込まれたという意味合いでのみ理解されるものになる。しかも、停止された兌換には、価格の度量標準を確定し、銀行券に流通根拠を与え、通貨の国際的信認を確保する等々の、決定的に重要な意義があったと理解されているのであるから、不換制の資本主義が確固とした基盤を失った崩壊寸前のシステムに見えてしまうのも不思議ではない。そのような理解からは、不換制のなかに資本主義の新たな展開契機を見出す視点が開けてこなかったのも当然である」（金井〔2004〕190頁）。

ここまでの議論をまとめてみれば、その大要は以下ようになる。まず、兌換／不換の区別にかかわらず信用売買が行われる現実、手形割引が不換銀行券に基づいて行われる現実、そして、発券銀行にとっては依然として自行の負債として捉えられている現実に鑑みて、「信用貨幣説」には、【現実】に対する説明力が一定程度認められるべきと考える。ただし、その際には、不換銀行券がどのような意味で信用貨幣の要件を満たしているのかという点を明らかにする必要がある。少なくとも現代の不換銀行券は、貨幣＝金という図式を前提として、その支払約束という意味での信用貨幣とするには無理があると思われるからである。

2.3 信用貨幣としての不換銀行券をめぐって

現代の不換銀行券を信用貨幣として捉えようとする際に、原理論の側に生じる困難が、貨幣＝金という貨幣観に由来するであろうという点をこれまで見てきた。問題の要点は、貨幣＝金の支払約束として規定されてきたはずの銀行券が、その約束を反故にした後においてもなお信用貨幣であるというのはおかしいという点に尽きる。筆者にもそう思える。では、それでも不換銀行券を信用貨幣として捉えようとするのであれば、どのような説明がありうるだろうか。

2.3.1 はじめに債権・債務関係ありき？

この点に関して、たとえば、両大戦間期の国際通貨体制の考察に基づきつつ、「不換銀行券論争」ならびに「近年の金融政策を巡る論争⁵⁰⁾」(金井[2004] 191頁)に触れて、金井雄一は次のように述べる。

銀行券は、貨幣とは出自を全く異にするものであり、債権債務関係の生成によって創出される債務証券なのである。すなわち、一言で言えば信用貨幣なのであり、信用貨幣として流通しうるものなのである(金井[2004] 188頁)

信用制度の下では、貨幣が先に存在しているということとはありえない。まず信用供与があって、それに基づいて貨幣が生まれるのである。兌換制であろうと不換制であろうと、『貨幣がまずあって、それが貸借されるのではなく、逆に貸借関係から貨幣が生まれてくる』(金井[2004] 192-3頁)。

一つ目の引用文では、銀行券と「貨幣」との出自が異なることがまず指摘され、銀行券は債務

50) 「周知のように、現代は金融政策を巡る根深い対立を抱えている。中央銀行に対してマネー・サプライのコントロールを求める立場と、それは不可能であるとする立場の対立である。言うまでもなく、中央銀行はハイパワード・マネー操作を通じてマネー・サプライを統制できるとする見解と、中央銀行にはそれはできないとする見解は、それぞれ貨幣供給に関する外生説と内生説に立脚している。その意味では、この論争は少なくとも19世紀初頭の地金論争以来のものと言えるのである。今日のマネタリズムと「日銀理論」の論争は、基本的には、地金主義と反地金主義の論争、通貨学派と銀行学派の論争の再現と言ってよい」(金井[2004] 191-2頁)。

証書という意味で信用貨幣なのだとされる。言い換えれば、信用貨幣と「貨幣」とは別物であるという趣旨がここでは述べられていると読むことができる。

二つ目の引用文は、その意味が必ずしも判然としない。しかし、いわんとされているのは、〈はじめに信用（債権・債務）関係ありき〉ということなのであろう。信用制度が発達している場合、前提として存在する債権・債務関係を根拠に、つまり銀行が取得する債権に見合うかたちで、銀行の自己宛債務（「貨幣」）が生起するのであり、その逆（前提として存在する貨幣から信用関係が生起する）ではないとされているように読める。ただ、「貨幣」という用語を二つ目の引用文の意味に充てるとすると、一つ目の引用文でいわれる「銀行券と貨幣とは出自を全く異にする」という部分は解説不能となる。というのは、二つ目の引用文でいわれる「貨幣」は、「信用貨幣」の意味で用いられているように思われるからである⁵¹⁾。筆者にとってはっきりしない点が残るが、本稿でこれまで見てきた貨幣→信用という筋ではなく、信用→貨幣という筋こそが、「兌換であろうと不換であろうと」にかかわらず、銀行券を信用貨幣として捉える方途とされているものと思われる。

これに関連して、上記の二つ目の引用文における二重カギ括弧（『貨幣がまずあって、……』）部分は、西川元彦の言説が利用されている。西川は、不換銀行券を次のように捉える。

……不換銀行券といっても、ただの印刷物ではない。それは、「保証物件」を通じて、中央銀行の外にある信用関係に深く結び付かなければ発行されない仕組みとなっている。銀行業務を通じて発行されるということの重要な意味がそこにある。手形の割引と

51) おそらく、一つ目の引用文でいわれる「貨幣」というのは、金属貨幣の意味に取るのが妥当な読みなのであろう。その傍証として、たとえば次のような金井の言説を引くことができる。

「通貨はかつての金貨から姿態を変えて現代の銀行券（紙幣）になってきたという把握は、銀行券を貨幣論次元でしか理解しないものである。銀行券は金属貨幣とはその出自を全く異にするものであり、債権債務関係から生まれ、債権債務関係を化体する債務証券なのである。銀行券は信用論次元で捉えられるべきものである」（金井〔2004〕30頁、下線は引用者）。

そして、二つ目の引用文でいわれる「貨幣」というのは、市中銀行が創出する預金通貨のことが念頭に置かれているのであろう。この点について、金井は次のようにも述べる。

「手形交換制度と中央銀行預金口座を通じた決済ネットワークが整っているならば、市中銀行は信用創造によって貨幣（預金通貨）を創出できるのであり、またそれこそが銀行の本質であり、したがって市中銀行は、新たに得る貸出債権と同額の自己宛債務（預金）を創出して信用を供与する」（金井〔2004〕193頁、下線は引用者）。

ここでいわれている「貨幣」というのは、紙媒体か、それとも帳簿上の数字か、という違いはあるものの、煎じ詰めれば、銀行の自己宛債務であるところの「信用貨幣」が意味されているといつてよいだろう。もっとも、複層的な信用制度の下では、発券銀行（中央銀行）の債務が、その下層に位置する銀行（市中銀行）にとっては債権となり、それが「現預金」（資産）として捉えられることにはなる。しかし、発行元から見れば、市中銀行の資産をなす「現預金」は、発券銀行の債務（信用貨幣）として規定されるべきものであろう。同様に、市中銀行が創出する預金通貨も、取引先の企業や家計にとっては「現預金」（資産）であるとしても、発行元の市中銀行にとっては、依然として自行宛の債務（信用貨幣）である。つまり、信用貨幣とは別物の〈貨幣〉が創出されているようには思われぬ。

そうであるとする、信用創造を通して「貨幣」が生み出されるというのは、債権者と債務者の視点を混濁させる元になるとも考えられる。発行元からの定点観測に徹すれば、信用制度の下で生み出されるのは〈貨幣〉ではなく、銀行の自己宛債務である信用貨幣ということになるだろう。

いう銀行業務そのものが保証物件の取得であると同時に紙幣発行なのである。この銀行業務が健全であり、したがって保証物権が流動性（市場性など）を保持しているかぎり、不換紙幣だから直ちに不健全だとか、単なる紙片（paper money）だとみるのは正しくない。銀行紙幣と政府紙幣の相違もそこから生まれてくる（西川 [1984] 44頁）。

ここでは、不換銀行券と政府紙幣（国家紙幣）とが対比され、不換銀行券はそれに見合う「保証物件」（手形や債券）を根拠に発行される旨が確認されている。銀行は、資産を取得すると同時に自行宛の負債を創出するのであって、この点が国家紙幣とは異なるものとされる。ここに着眼するならば、銀行券は兌換／不換にかかわらず、おしなべて発行元の債務ということになりそうである。そしてここでも、「中央銀行の外にある信用関係に深く結び付かなければ発行されない」というかたちで、社会的再生産の側で形成される信用関係（債権・債務関係）がまず前提されていると読むことができる。

このように、不換銀行券を信用貨幣（＝発券銀行の債務）として捉える見方は、近年再び注目されているといつてよい⁵²⁾。また、単に再注目というだけではなく、信用制度の中で「貨幣」が創造されるという見解は、「貨幣」概念がもう一つはっきりしない（少なくとも筆者にとっては）だけに、【現実】をよく説明するものであるようにも思える。しかし、不換銀行券が発券銀行の債務であるとする、一つの疑問が依然として生ずる。

それは、不換銀行券自体の弁済をどのように考えるかという問題である。不換の銀行券であるから、兌換の途は閉ざされている。この点は、西川にとっても説明しておくべき事柄と捉えられ、「弁済されることのない不換銀行券がなぜ負債であり、流通しうるのかということについて一言しよう」（西川 [1984] 47頁）と、以下のように述べられる。

仮に不換銀行券を実際に弁済すると空想してみよう。その場合は、再割引した手形（保証物件）の弁済を求めざるをえず、商業銀行から問屋やメーカーに弁済請求が順次及んでいく。最終的な姿は、……最初の買い手から商品を取り戻し、それで銀行券所持者に弁済することとなる。実際には、そんな不便な回り道をせず、銀行券所持者は市場で商品を買うことによって、銀行券という債権の弁済を受けたのと同じ結果を得る（西川 [1984] 47頁）。

ここでは、あくまでも「空想」という断りがなされた上で、不換銀行券の弁済についての説明が試みられている。不換銀行券の弁済は、発券元が取得した「保証物件」の弁済を通して行われるのだという。引用文では、中央銀行（発券銀行）が商業銀行から再割引を通して取得した手形が例に挙げられ、その「弁済請求が順次及んでいく」ものとされる。その遡求は、端緒の債務者にまで及び、最終的には、「最初の買い手から商品を取り戻し、それで銀行券所持者に弁済する

52) 楊枝 [2008] 17-33頁、吉田 [2008]などを参照。

こととなる」のだという。そして、「実際には……」以下において、【現実】には、不換銀行券の所持者はそれでもって商品を買えるのだから、結局のところ、〈空想上の弁済〉を受けたのと同じことになるのだとされる。

このことを受けて西川は、「金による弁済を行なわなくなった不換紙幣にも一種の弁済性があるといってよいだろう」（西川 [1984] 47-8頁）と考える。さらに、「これは手品か詭弁のようにみえるかもしれないが、現に動いている市場的事実といえる」（西川 [1984] 48頁）のだともされる。

納得しそうになる。しかし、「一種の弁済性」というかたちで限定されている点は気にかかる。この点を、ごく単純化した例で考えてみる。

いま、〈私〉の手元に額面1万円の不換銀行券があるとする。これは、発券銀行（Z）が取得した任意の〈資産〉との見合いで発行されたものである。西川の例に倣って、不換銀行券の発行に際して発券銀行（Z）が取得した〈資産〉は、すべて手形割引によるものとする。また、それらはすべて、自己の商品を信用で売った者が依頼し、割引依頼人のみの裏書がある約束手形であるとする。

この条件の下で、〈私〉は、不換銀行券（1万円）の弁済を発券銀行（Z）に求めたとする。このときZの手元には、ちょうど満期を迎えた手形があったとしてみる。西川の説明によれば、Zが〈私〉に対して行う弁済は、Zが抱える手形（＝債権）の弁済を通して果たされるはずである。

ここで、Zの手元にある満期手形が、Bと与信者、Aを受信者とする「A手形」であるとする⁵³⁾。かつてBは、「A手形」を、Aが支払うはずの「将来の貨幣」として先取り、Aにb商品を買ったということである。しかしBは、Aに対する債権をZに対する債権に変換した（手形割引）。その結果、Zは、Bに対しては債務者となり、Aに対しては債権者となった。

〈空想上の弁済〉に従えば、Zは、「買い手から商品を取り戻し、それで銀行券所持者に弁済することとなる」。この部分をどのように読むべきか。微妙である。さしあたり、かつてAがBから信用で買ったb商品を、Zが取り戻して、それを〈私〉に給付する。そのことによって、Zは、不換銀行券に対する〈私〉の弁済請求に応えるという筋に読むことができる。

しかし、そもそも「A手形」は、B・A間に形成された金銭上の債権・債務関係を示す証書である。このため、「A手形」が不渡りとなっている場合を除けば、Zが、Aからb商品を取り戻すというのは考えづらい。もし、Zが、Aからbを取り戻して不換銀行券の弁済に充てるのだとすれば、そもそもAは、b商品を買ったのではないことになるはずである。また、もしAが、bを一定期間借りていたというのであれば、Zがbを取り戻すような取引を考えられないこともないのであろうが、そうした取引は、ここで設定した信用売買とは区別されるべきものであろう。それに〈私〉としても、中身の分からぬ福袋ならばともかく、Zからbを給付されてもおそらくは困るはずなのである。そうとすれば、ZがAから「商品を取り戻し」というのはどのような意味なのだろうか。そして、Zが、取り戻した「商品」で〈私〉に弁済するというのはどのような意味なのだろうか。

53) BがAから受け取った「A手形」の額面は $(1万 + a)$ 円であるとする。

ありうる解釈として、Zが取り戻すのは、b商品の〈価値〉であるという考え方は提示しうる。信用売買において、**A 手形**の満期に債権者が求めるのは、モノとしてのbがもつ自然的属性でも有用性でもなく、商品としてのbが有する〈価値〉のはずである⁵⁴⁾。そしてそれは、**A 手形**に記録された信用価格として示されている。そうとすればZは、 $(1万 + a)$ 円をAから給付されればよい。Aは、自らが結んだ約束に従って、b商品の信用価格 $(1万 + a)$ 円を、Zに不換銀行券で支払う。このことによって、Aは自らの金銭債務を履行する。そしてZは、Aから支払われた1万円の不換銀行券を〈私〉に引き渡す。そうすると、Zが〈私〉に対して行う不換銀行券の弁済は完了する、ように見える。

2.3.2 計算貨幣の第一義性？

しかし、〈私〉は不換銀行券の弁済を求めたのであった。にもかかわらず、Zが〈私〉に給付するのは再び不換銀行券である。不換銀行券の弁済を、弁済を求められている当の不換銀行券で行うというのは循環論であり、これをもって弁済ということはおそらくできまい。もっとも〈私〉は、【現実】には、不換銀行券で自分の欲する商品（たとえばc商品）を買えるだけでなく、金銭債務の履行も不換銀行券で行うことができる。上の引用文に続けて、西川は次のように述べる。

市場でその商品（たとえばc商品——引用者）を売った人の手に渡った代金は最終的には当初の借入れ（手形割引）の返済に充てられ、中央銀行勘定のうえでも、実際に、割引債権と銀行券という債務の双方が消滅する。空想上の弁済と同じことが間接的には市場取引で実現するわけである。（西川 [1984] 47頁）

ここでは、不換銀行券自体の弁済が説明されているというよりも、あくまでも、Zではなく〈私〉の側の金銭債務が、不換銀行券で履行できる旨が述べられている。もちろん、〈私〉に対する金銭債権を根拠にZが創出した自己宛債務部分は、〈私〉に対する金銭債権が弁済されれば消滅する。西川によれば、「手品か詭弁のようにみえるかもしれないが、現に動いている市場的事実」である。自らが負う金銭債務以外ならば滞りなく履行できる債務証券（不換銀行券）は、自らが負う金銭債務の履行だけはなしえない。この点に、現代の信用制度の妙味が見出されるべきなのかもしれない。それが【現実】というもののなのかもしれない。

しかし、現実が重視されるのであればなおさらのこと、〈空想上の弁済〉などといわず、西川自身によって指摘されるように、「弁済されることのない不換銀行券」と言い切ることが妥当な筋であるようにも思われる。言い換えれば、現代の信用制度の下では、銀行券が弁済されることで辿り着くはずの〈貨幣〉に、人は決して辿り着けないように思われるということなのである。これこそが「現に動いている市場的事実」であるとするならば、そうした【現実】を可能ならし

54) 自然的属性、有用性、商品というモノの階層的性質については、小幡 [2009] 21-26頁（第1章 商品 1.1 モノと商品）を参照。

める論理が別途探求されてもよいと考える。

説明すべき対象は、「現に動いている市場的事実」である。そして事実として、「銀行券は信用論次元で捉えられるべきものである」（金井〔2004〕30頁）ように筆者にも思われる。しかし、その事実を支える論理については、やはり貨幣論次元、さらにはその先にまで遡って再構成を試みる必要があるように思われる。このように考えてくると、現代の信用制度の下で、経済主体の手元に決して給付されることのない〈貨幣〉ではあるが、それだけにかえて、〈貨幣とは何か？〉という基本的な論点へと回帰せざるをえないのである。

こうした回帰の必要性は、別の側面からも指摘できる。仮に、現実の説明に際して、〈はじめに債権・債務関係ありき〉が有効であるとしても、「信用論次元」における債権・債務関係は、一定の貨幣額として表示されていなければならない。そうであるとすれば、「まず信用供与があって、それに基づいて貨幣が生まれるのである」という指摘は、字義通りに受け取ると、「信用供与」に基づいて生み出されるはずの「貨幣」が、「信用供与」の段階で既に前提されていなければならないのではないかという疑問を生じさせる⁵⁵⁾。ここでもやはり、金銭上の債権・債務関係の形成を可能ならしめる前提としての金銭、すなわち、〈貨幣とは何か？〉という問題に遭遇することとなる⁵⁶⁾。では、改めて〈貨幣とは何か？〉。貨幣＝金の図式が遭遇する難点を振り返ってみると、まず消去法というかたちで、〈貨幣〉の要件から除外しうる要因が挙げられるように思われる。

〈はじめに債権・債務関係ありき〉と考える先達には工夫が見られる。しかし、不換銀行券それ自体の弁済に関しては、債務者から特定のモノが給付されるという意味での弁済説は、納得的

55) 先に検討した金井説に対して、楊枝嗣朗から次の疑問が提示されている。すなわち、「ここで言われている貨幣とは、銀行券や預金通貨等の信用貨幣のことであろうが、信用供与がなされるためには、先に尺度としての貨幣や価格形成が前提されなければならないであろう。金井氏にはこのような問題についての認識はみられない。現代貨幣を信用貨幣と見るだけで、貨幣の生成や金属貨幣との関連を踏まえないで信用貨幣論を論じるのであれば、それは単に銀行業の実務を素描するだけになるではないであろうか」（楊枝〔2008〕23頁）。

56) 吉田暁は、ベースマネーがまず供給され、それに基づいて信用創造が行われると見る「フィリップス流信用創造論」に対して、逆に、「貨幣供給の出発点は、銀行が企業・個人の資金需要に対して信用創造で預金通貨を供給することである」（吉田〔2008〕17頁）という「内生的貨幣供給論」を提示する。この点について、山口重克から次の課題が提起されている。

「吉田が支持していると思われる『内生的貨幣供給論』について、これは「貨幣がまずあって、それが貸借されるのではなく、逆に貸借関係から貨幣が生まれてくる」という貨幣論だと解説していることについていえば、貸借関係から貨幣が生まれてくることは確かであるが、現代の不換日銀券もその延長上にある信用機構の創出した貨幣であることも確かであるが、しかし、貸借関係は貨幣の貸借関係であるから、貸借関係に先行する貨幣概念をまず想定せざるを得ないではないかと思われる。貨幣とは何かという場合、それは貨幣の貸借関係から生まれたものだということ、これも永遠の循環論になってしまう。内生論はこの循環論を断ち切ったあとの問題とみるべきであろう。言い換えれば、理論的には「あくまでも現金貨幣が前提」であるといつてよいのではないか。こういったからといって、別にフィリップス流の信用創造論を支持するわけではない」（山口〔2006〕40-1頁）。

この課題に対して、吉田から次の応答がなされている。「理論家はそのように考えるのかと思わされるが、現実には本来の現金貨幣は存在しない。山口がそうだというわけではないが、現実の現金貨幣、すなわち強制通用力をもつ不換銀行券（fiat money）を信用理論の基軸にする『理論』が展開される背景には、そういう考え方があるのであろう。そうではない『循環論を断ち切る』理論が出現することを切望する」（吉田〔2008〕24頁、注3）。

な説明になりきれていないと思われる。このことは、発券銀行が負う不換銀行券の債務が、モノとして特定できる〈貨幣〉債務ではないことを意味しているのかもしれない。もしそうであるとすれば、「不換銀行券論争」で前提となっていた貨幣＝金の図式からは、まずモノとしての金を、〈貨幣〉の要件から除外しうることになるだろう。

このように考えてみると、貨幣＝金の図式は、貨幣＝（ ）という、埋めるべき空欄を備えた図式に変更できることになる。では、〈貨幣〉なるものは、空欄への書き込みを行わず、ありうるとすれば、〈貨幣とは貨幣である〉と定義するよりほかない概念なのだろうか。もし、〈はじめに債権・債務関係ありき〉とすれば、空欄に（信用）と書き入れて、貨幣＝（信用）という図式を提示したくなる場所である。しかし、金銭上の債権・債務関係が成立するためには、〈私〉がどれだけの債務を負っているのかが、貨幣額として識別できなければならない。とすれば、金銭上の債権・債務関係は、貨幣概念を前提にした上位の論点に位置付く。このため、貨幣＝（信用）という図式を提示しても、〈貨幣〉なるものを説明したことにはならないと考えられる。

では、金銭上の債権・債務関係が、貨幣単位を用いて認識される点に着眼して、〈はじめに債権・債務関係ありき〉の前提をなす計算単位を、〈貨幣〉と考えてみるのはどうか。空欄に書き込まれるべきは（計算単位）となり、提示される図式は、貨幣＝（計算単位）となる⁵⁷⁾。

歴史的には、債権・債務関係を記録する計算単位として、まず、計算貨幣の生成が見られたようである。楊枝嗣朗はこの点に注目して、「貨幣の抽象性と債務性」を提示する観点から、「貨幣論の再生」を宣揚する⁵⁸⁾。内外の広範な考古学上の知見に拠りつつ、モノの貸し借りという意味での債権・債務関係は、商品交換にはるかに先行していたこと、やがて、モノの貸し借りを統一的に把握するために計算貨幣が必要となり考案されたこと、さらには、この考案された計算貨幣によってモノの貸し借りが記録されるようになり、弁済も計算貨幣で行われるようになった⁵⁹⁾ことなどが、諸説の紹介を行う中で提示されている⁶⁰⁾。

考古学上の問題を判定する技量は筆者にはないが、現代の不換銀行券を考える上で、傾聴すべき論点が提示されているように思われる。価値尺度・流通手段・蓄蔵手段といった役割を一手に

57) 空欄部分にも貨幣という用語が入るため若干の違和感もあるが、この図式は経済学では、貨幣＝計算貨幣として提示されてきた。泉 [2009a] では、ステュアート (James Denham Stuart) の計算貨幣論に対してマルクスが下した評価を再検討し、計算貨幣論が示唆する含意の考察を試みた。

58) たとえば楊枝 [2008a], [2008b], [2008c], [2003]などを参照。

59) とりわけ楊枝 [2003] 94-101頁を参照。

60) 計算貨幣はすでに、古代オリエントで紀元前3000年代には使用されており、紀元前7世紀にリディア王国で鑄造された、最古といわれるコイン（鑄貨）に先行していたのだという。

なお、ここでいわれる計算貨幣とは、重量標準が転用されたものを意味するようである。たとえば、ケインズ (John Maynard Keynes) の草稿 (『古代貨幣論 Ancient Currencies』) に拠りつつ、「BC2456年頃、古代メソポタミヤ、初期第3王朝の王ドゥンギ」(楊枝 [2003] 95-6頁) による重量標準の法定が取り上げられている。それによれば、「大麦3粒の重量=1 little shekelを最小単位として、shekel, mina, talentといった計算貨幣が制定されている。他の古代文明都市の重量基準も同様に、小麦や大麦粒の重量を基準に作られていた。これが計算貨幣に転用されていた」(楊枝 [2003] 96頁) のだという。

権力者や宗教的権威によって計算貨幣が支持された点が重視(楊枝 [2003] 94-100頁、楊枝 [2008b] 16-25頁などを参照)され、「計算貨幣は普遍的等価物＝ニュメレールである。しかし、債務の測定や貸借に用いられる財貨の価値が、ニュメレールとなったこの計算貨幣によって表現されてくるとは言え、計算貨幣

引き受ける金貨幣を本来の貨幣として当然視するのではなく、歴史的にはその前段階に、計算貨幣を用いた貸借関係が整備されていたこと。そして、商品交換はそこを基礎に発生するという指摘は⁶¹⁾、信用制度を備える現代資本主義の分析に対しても、新たな視点を提供するものと思われる。もちろん、こうした歴史的事実を積み上げるだけでは、資本主義を理論的に分析することにはおそくならない。しかし、少なくともこれまでの理論の適否は判定できるのであって、素朴に貨幣=金という図式に基づくことでは、現代の不換銀行券を納得的に説明しえないという点までは了解できる。

では、商品の考察から市場の分析を始める原理論において、〈貨幣〉はどのように捉えられているだろうか。最新の知見に学んでみる必要がある。

【未完】

貨幣に使われる穀物そのものが交換手段のような貨幣になったのではない。ただ、穀物の一定重量が計算貨幣に使われているだけである」(楊枝 [2003] 99頁) という点に注目がなされている。

その上で、「かくて、現実に貸借されるものが穀物であれ家畜や金属であれ、この計算貨幣で契約に記載され、また、返済は計算貨幣となった穀物によってでも行ないうようになる。さらには、進んで、貸借はこの計算貨幣でも行いうる。計算貨幣は支払手段ともなる。かくて、こうした貨幣は、『貸借を通じて創出される』ところの信用貨幣である」(楊枝 [2003] 99-100頁) とされる。ここでは、貨幣=信用貨幣という図式が提示されているものと思われるが、〈貨幣は、『貸借を通じて創出される』ところの計算単位である) とするのが妥当であるようにも思われる。

また、以上の知見をまとめて楊枝は、「貨幣は、共同体間の市場的商品交換関係の発展から生まれたのではなく、古代都市国家の内部簿記の必要から、債権債務を記録する抽象的な計算貨幣として生成し、貨幣財は多様であった」(楊枝 [2008b] 25頁) とする。この点に「貨幣の抽象性」の端緒が見出されているものと推察する。しかし、「抽象的な計算貨幣」といわれるときの「抽象的」の意味が筆者にははっきりしない。というのは、「債権債務を記録する」ために計算貨幣が考案されたのだとしても、それは、たとえば「小麦3粒の重量=1 little shekel」といった〈具体性〉を持っているように思われるからである。筆者の「抽象的」の理解に問題があるのかもしれないが、もう一つ腑に落ちない点である。

もっとも楊枝は、貨幣単位が当初に設定された度量基準から乖離するのが歴史的事実なのであり、この点に金銭上の債権・債務関係の名目性を見出したクナップ (Georg Friedrich Knapp) を高く評価する(楊枝 [2008b] 25-31頁を参照)。ここから見るに、「貨幣の抽象性」というのは、貨幣単位がモノの重量名から切り離されうることが意味されているとも考えられる。なお、クナップによる貨幣の国家理論の検討は、泉 [2009b] で試みた。

- 61) 「ところで、貸付取引の展開は、かなりの時代を経て、市場的商品交換を生む。一方で、私有財産の余剰を貸付ける債権者に利子収入をもたらすことが、農業財その他への需要を生み、他方で、債務者は債務返済不能の危険に対処するため、市場交換に向けた商品を生産する。まず、利子をカバーするために生産され売られるために、商品交換が発生する」(楊枝 [2003] 100頁)。

〈参考文献〉

- 飯田繁 [1956]「兌換銀行券と不換銀行券 岡橋保教授の所説をめぐって」『経済評論』, 1956年12月号, 日本評論社
- 泉正樹 [2009a]「計算貨幣論におけるマルクスのステュアート評—価値概念の観念性について—」『東北学院大学 経済学論集』第172号, 東北学院大学学術研究会
- 泉正樹 [2009b]「純粋資本主義論における一般的価値形態の成立—市場の成り立ちに関する一試論—」『東北学院大学 経済学論集』第171号, 東北学院大学学術研究会
- 岩熊三郎 [1977]「紙幣流通の法則とインフレーション 価値章標としての紙幣の諸運動の基礎的解明」, 佐藤金三郎・岡崎栄松・降旗節雄・山口重克編『資本論を学ぶ II』有斐閣選書, 所収
- 石見徹 [1995]『国際通貨・金融システムの歴史 1870～1990』有斐閣
- 宇野弘蔵 [1950・52]『経済原論』岩波書店 (引用は宇野弘蔵著作集第一巻『経済原論I』岩波書店, 1973年から行った)
- 宇野弘蔵編 [1968]『資本論研究 V 利子・地代』筑摩書房
- 大田英明 [2009]『IMF (国際通貨基金) 使命と誤算』中公新書
- 岡橋保 [1969]『信用貨幣の研究』春秋社
- 岡本恵也 [1985]「商業信用」, 浜野俊一郎・深町郁彌編『資本論体系 6 利子・信用』有斐閣, 所収
- 小幡道昭 [2009a]『経済原論 基礎と演習』東京大学出版会
- 小幡道昭 [2009b]「ちょっと変わった経済原論」『UP』第38巻第11号 (通巻445号), 東京大学出版会
- 小幡道昭 [2008]「純粋資本主義批判—宇野弘蔵没後30年に寄せて—」『経済学論集』第74巻第1号, 東京大学経済学会
- 小幡道昭 [1999]「原理論における外的条件の処理方法—山口重克「段階論の理論的必然性」によせて」『経済学論集』第65巻第2号, 東京大学経済学会
- 金井雄一 [2004]『ポンドの苦闘 金本位制とは何だったのか』名古屋大学出版会
- 川合一郎 [1965]『信用制度とインフレーション』有斐閣 (引用は川合一郎著作集第5巻『信用制度とインフレーション』有斐閣, 1981年から行った)
- 櫻井毅・山口重克・柴垣和夫・伊藤誠編 [2010]『宇野理論の現在と論点【マルクス経済学の展開】』社会評論社
- 櫻井毅・山口重克・佐美光彦・伊藤誠編 [1980]『経済学 II』有斐閣大学双書
- 清水真志 [2006]『商業資本論の射程 商業資本論の展開と市場機構論』ナカニシヤ出版
- 佐美光彦 [1998]『「大恐慌型」不況』講談社
- 佐美光彦 [1994a]『世界大恐慌—1929年恐慌の過程と原因—』御茶の水書房
- 佐美光彦 [1994b]「段階論とは何か—最近の「段階論」修正説について—」『経済学論集』第60巻第3号, 東京大学経済学会
- 建部正義 [1974]「現代インフレーション論」, 金子ハルオ編『講座 マルクス主義研究入門 第3巻 経済学』青木書店, 所収

- 田中英明 [1997]「市場機構としての商業信用 — 一時的な信用取引と恒常的な信用取引 —」『彦根論叢』第305号, 滋賀大学経済学会
- 谷口智彦 [2005]『通貨燃ゆ 円・元・ドル・ユーロの同時代史』日本経済新聞社
- 西川元彦 [1984]『中央銀行 セントラル・バンキングの歴史と理論』東洋経済新報社
- 西村閑也 [1962]「信用・貨幣論—戦後の金融論争の一側面—」, 渡辺佐平編『論争・現代の経済理論』日本評論社, 所収
- 浜野俊一郎 [1964]「不換銀行券の本質と運動—不換銀行券論争小史—」, 遊部久蔵・大島清・大内力・杉本俊朗・玉野井芳郎・三宅義夫編『資本論講座 5』青木書店, 所収
- 春田素夫 [1977]「商業信用 再生産に携わる資本家相互の信用関係」, 佐藤金三郎・岡崎栄松・降旗節雄・山口重克編『資本論を学ぶ V』有斐閣選書, 所収
- 日高普 [1966]『商業信用と銀行信用』青木書店
- 麓健一 [1967]『不換銀行権論』青木書店
- 松井安信 [1978]「不換銀行券論」, 川合一郎編『現代信用論 (上) —資本制生産と信用—』有斐閣ブックス, 所収
- 松橋透 [1985]「インフレーション論争—信用論段階における諸問題をめぐって—」, 浜野俊一郎・深町郁彌編『資本論体系 6 利子・信用』有斐閣, 所収
- 三宅義夫 [1981]『金融論 (新版)』有斐閣双書
- 三宅義夫 [1957]「兌換銀行券と不換銀行券——岡橋・飯田両教授の所説によせて」『経済評論』, 1957年3月号, 日本評論社
- 山口重克 [2010]「小幡道昭の宇野理論批判」, 櫻井毅・山口重克・柴垣和夫・伊藤誠編『宇野理論の現在と論点【マルクス経済学の展開】』社会評論社, 所収
- 山口重克 [2006]「電子マネーの貨幣論的考察」, 木立真直・辰馬信男編著『流通の理論・歴史・現状分析』中央大学出版部, 所収
- 山口重克 [1992]「段階論の理論的必然性—原理論におけるいくつかのブラック・ボックス—」, 山口重克編『市場システムの理論 市場と非市場』御茶の水書房, 所収
- 山口重克 [1985]『経済原論講義』東京大学出版会
- 山口重克 [1984]『金融機構の理論』東京大学出版会
- 山本栄治 [1997]『国際通貨システム』岩波テキストブック
- 楊枝嗣朗 [2008a]「貨幣論の再生：貨幣の抽象性と債務性 (下)」『佐賀大学経済論集』第41巻第1号, 佐賀大学経済学会
- 楊枝嗣朗 [2008b]「貨幣論の再生：貨幣の抽象性と債務性 (上)」『佐賀大学経済論集』第40巻第6号, 佐賀大学経済学会
- 楊枝嗣朗 [2008c]「漂流する貨幣論の行方」『佐賀大学経済論集』第40巻第5号, 佐賀大学経済学会
- 楊枝嗣朗 [2003]「現代貨幣と貨幣の起源：マルクス貨幣論とケインズ“Ancient Currencies” (全集28巻) に寄せて」『佐賀大学経済論集』第35巻第5・6号, 佐賀大学経済学会

吉田暁 [2008] 「内生的貨幣供給論と信用創造」, 経済理論学会編『季刊 経済理論』第45巻第2号, 桜井書店, 所収

Engels, Friedrich. (ed.) [1894] *Das Kapital. Band III.* in *Marx-Engels Werke*, Band 25, Dietz Verlag, 1964(岡崎次郎訳 『資本論』国民文庫, 第6～8分冊, 1972年)

Marx, Karl. [1867] *Das Kapital. Band I* in *Marx-Engels Werke*, Band 23, Dietz Verlag, 1962(岡崎次郎訳 『資本論』国民文庫, 第1～3分冊, 1972年)

Mitchell, Brian R. [2007] *International Historical Statistics: Europe 1750-2005*. Macmillan Publishers Ltd.

日本銀行時系列統計データ検索サイト (<http://www.stat-search.boj.or.jp/>)

アメリカ労働統計局 (*U. S. Bureau of Labor Statistics*) Webサイト: Databases & Tables
(<http://www.bls.gov/data/>)